

〒714-1405
岡山県井原市
美星町宇戸1055
坂川建設鋳業（株）

令和 2年 6月 5日

坂川 晃一 様

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



一般 建設業の許可について(通知)

令和 2年 4月 30日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	岡山県知事 許可(般一2)第 5409号
許可の有効期間	令和 2年 6月 22日から 令和 7年 6月 21日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
管工事業
板金工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ガラス工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 5月 22日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)



〒714-1405
岡山県井原市
美星町宇戸1055
坂川建設鋳業（株）

令和 2年 6月 5日

坂川 晃一 様

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



特定 建設業の許可について(通知)

令和 2年 4月 30日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	岡山県知事 許可（特一 2）第 5409 号
許可の有効期間	令和 2年 6月 22日から 令和 7年 6月 21日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
塗装工事業	造園工事業
水道施設工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 5月 22日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)